

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 17 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 10）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

また、「疑義解釈資料の送付について（その 7）」（令和 8 年 5 月 29 日事務連絡）別添 3 の問 7 は、廃止します。